

## 匝瑳市空き家バンク登録物件改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、匝瑳市の区域内（以下「市内」という。）への移住及び定住を図るため、匝瑳市空き家バンク実施要綱（平成24年匝瑳市告示第66号。以下「空き家バンク告示」という。）に規定する空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録された、旧野栄町の区域に所在する空き家であって、購入され、又は賃借されたもの（以下「対象空き家」という。）の改修工事に要する経費に対し、予算の範囲内において匝瑳市空き家バンク登録物件改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、匝瑳市補助金等交付規則（平成18年匝瑳市規則第66号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空き家バンク告示第2条第1号に規定する建物をいう。
- (2) 併用住宅 自己の居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合している住宅をいう。
- (3) 定住 市内に5年以上居住する意思をもって転入し、引き続き、匝瑳市の住民基本台帳に記録され、かつ、その生活基盤が専ら市内にあることをいう。
- (4) 転入 匝瑳市の住民基本台帳に記録された日から起算して過去3年以上市外に住所を有していた者が、新たに匝瑳市の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (5) 改修工事 建築物の機能の維持若しくは向上又は居住環境の向上を図るために行う修繕、模様替え等の工事（耐震改修工事その他の建築物の躯体を補強する工事を除く。）で、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反しないものをいう。
- (6) 所有者 空き家バンクに登録されている旧野栄町の区域内に所在する空き

家を購入した個人をいう。

(7) 居住利用者 空き家バンクに登録されている旧野栄町の区域内に所在する空き家に居住することを目的とし、当該空き家の所有権を有する者と賃貸借契約を締結した個人をいう。

(8) 着手 対象空き家に居住することを目的として行う改修工事に係る契約の締結をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 第12条第1項の報告を市長にする日までに、定住のために対象空き家に転入する者であること。

(2) 改修工事を行おうとする対象空き家の所有者又は居住利用者であること。

(3) 補助金の交付を受けたことがないこと。

(4) 補助対象者の属する世帯の全員に市税及び国民健康保険税に滞納がないこと。

(5) 匝瑳市暴力団排除条例（平成24年匝瑳市条例第1号）第2条に規定する暴力団員若しくは暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団員密接関係者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、対象空き家に居住することを目的として行う改修工事で、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 対象空き家に係る売買契約又は賃貸借契約を締結した日から2年を経過する日までに当該改修工事が完了すること。

(2) 工事請負契約により施工業者が行うこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象空

き家の改修工事に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 台所、浴室、洗面所又は便所の改修工事に要する経費
- (2) 給排水、電気又はガス設備の改修工事に要する経費
- (3) 屋根又は外壁その他の外装の改修工事に要する経費
- (4) 壁紙の張替えその他の内装の改修工事に要する経費
- (5) 前各号に定めるもののほか市長が認める工事に要する経費

2 併用住宅の改修工事においては、個人居住部分を補助対象とし、併用住宅の屋根や壁等の共用部分については床面積の割合で按分し、補助金の額を算出するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、国、県、及び本市の他の制度による補助を受ける工事部分に要する経費については、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の工事に着手する前に、空き家バンク登録物件改修補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の戸籍の附票の写し（定住のために匝瑳市の住民基本台帳に記録された日又は、交付申請書を市長に提出する日において転入していない場合は当該日から起算して過去3年以上市外に住所を有していたことがわかるもの）
- (2) 対象空き家の位置を表示した地図
- (3) 対象空き家の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (4) 対象空き家の売買契約書又は賃貸借契約書その他これらに類する書類の写

し

- (5) 改修工事前の対象空き家の現況写真
- (6) 改修工事に要する見積書の写し
- (7) 改修工事の内容を明らかにする図面その他の書面
- (8) 改修工事に係る建築基準法第6条又は第6条の2の規定による確認済証の写し
- (9) 申請者と対象空き家の所有権を有する者が異なる場合にあつては、改修工事に係る対象空き家の所有権を有する者の承諾書（第1号様式別紙）
- (10) 対象空き家が共有である場合にあつては、第1号様式別紙により承諾を行った者を除く全ての共有者の委任状
- (11) 前各号に定めるもののほか市長が必要と認める書類  
(交付の決定)

第8条 規則第4条の規定により、市長は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 規則第6条の規定により、市長は、前項に規定する決定の結果を空き家バンク登録物件改修補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により付する補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けた日から起算して10年を経過する日まで、特段の事情がない限り、補助金の交付を受けた対象空き家の除却又は改修工事箇所の増改築をしないこと。
- (2) 補助金の交付を受けた日から5年以上、補助金の交付を受けた対象空き家を交付決定者の居住の用に供すること。

(変更交付申請等)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、規則第6

条の規定による補助金の交付決定を受けた日以後、補助事業の内容を変更し、又は中止するときは、あらかじめ空き家バンク登録物件改修補助金変更（中止）申請書（第3号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定時における補助金の額を増額することはできない。

3 市長は、第1項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止の可否を決定し、空き家バンク登録物件改修補助金変更（中止）承認（不承認）通知書（第4号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（状況報告等）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者又は施工業者に対し、工事の進捗状況等について報告を求め、又は実地調査をすることができる。

（実績報告）

第12条 交付決定者は補助対象事業の改修工事が完了したときは、空き家バンク登録物件改修補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（1） 交付申請書を市長に提出した日以後に転入した場合は、申請者の住民票の写し

（2） 改修工事に係る契約書又は請書の写し

（3） 改修工事に要した費用の領収書の写し

（4） 改修工事後の住宅状況を明らかにする写真

（5） 改修工事に係る建築基準法第7条又は第7条の2の規定による検査済証の写し

（6） 前各号に定めるものの他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、改修工事が完了した日から起算して30日を経過する日又は第8条第1項の規定による交付の決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までにしなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、規則第13条の規定により、交付すべき補助金の額を決定した場合は、空き家バンク登録物件改修補助金確定通知書（第6号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第14条 規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、空き家バンク登録物件改修補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなくてはならない。

(報告及び調査)

第15条 市長は、補助金を交付した日から10年間、補助金の交付を受けた者に対し、補助事業に関する必要な事項について報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。